

平成 29 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 4 号

平成 29 年 6 月 15 日（木曜日）

議事日程 第 4 号

平成 29 年 6 月 15 日（木曜日）午後 2 時 30 分開議

- 日程第 1 請願の審査報告
 - 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申し出
 - 日程第 4 議員派遣の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願の審査報告
- 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 4 議員派遣の申し出
- 追加日程第 1 議案第 34 号 工事請負変更契約の締結について
- 追加日程第 2 議案第 35 号 訴えの提起について
- 追加日程第 3 同意第 16 号 玉村町公平委員会委員の選任について
- 追加日程第 4 玉議第 1 号 玉村町議会基本条例の制定について
- 追加日程第 5 玉議第 2 号 玉村町議会議員定数条例の一部改正について

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原正人君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	石関清貴君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました 5 議案が提出されました。本日午前 11 時より議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 5 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、5 議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 請願の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号 1、消費税 10%増税中止を求める請願書について議題といたします。

本請願につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、請願受理番号 1、消費税 10%増税中止を求める請願書の審査報告を行います。

請願の趣旨を読みますと、政府は 2014 年 4 月 1 日、消費税率を 8%へ引き上げました。長引く不況に加え、多くの町民は「アベノミクス」の恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。地域経済を支える中小企業の倒産・廃業もあとをたない状況です。また、東日本大震災・熊本九州地震の被災者の救済・支援など、まだまだ不十分です。

私たちは、地域経済を根本から壊す増税・負担増を到底認めることはできません。

伊勢崎佐波地域でも、経済の疲弊・商店街の衰退の傾向にあります。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担増により、地域経済は決定的に破壊されようとしています。

自治体財政にも深刻な影響を及ぼします。財政試算では、地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んでも、建設事業費や施設の維持管理、備品や消耗品購入等でも負担が増えてしまいます。

政府は莫大な税金をつぎ込み、「消費税は社会保障財源に充てる」と大宣伝しています。それならばどうして年金・介護保険制度改悪・医療負担増など、社会保障負担が増え制度が改悪される一方なのでしょう。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重い、弱い者いじめの税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、いまでさえ大変な国民への負担増では解決しません。税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切り替え、法人税率を見直し、史上空前の利益を上げ、内部留保を300兆円以上ため込んでいる大企業に応分の負担を求める必要があります。

今、政府がやるべきは消費税増税を中止することです。また、財界は、予定通り消費税10%への増税を行うよう要望していますが、とんでもありません。町民の切実な実態と声を受け止め、国に対し、平成31年(2019年)10月からの10%への増税中止を要請していただくようお願いいたしますと、このような文書が参りました。

それに対しまして、全委員から意見を求めた結果、2人の委員から「採択すべきもの」とする意見があり、また2人の委員から「不採択とすべきもの」という意見がありました。採決の結果、採択すべきもの2名、不採択とすべきもの2名となりました。

委員長による裁決の結果、増税が決まる前に意見書等を提出するのであればよいのですが、現在既に決定していることに対しては遂行しなくてはならないと考えていますので、議会として意見書を関係機関へ提出することに対しては賛同できないとして、本請願を不採択とすべきものとするに決定しました。

なお、審査経過は以下に記載するとおりです。

以上でございます。

◇議長(高橋茂樹君) 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

13番石川眞男議員。

[13番 石川眞男君登壇]

◇13番(石川眞男君) お疲れさまです。きょうは何か最初の反対討論、第1回目の反対討論になりますけれども、この消費税10%増税中止を求める請願に対して、私は今の現状では採択して国に

上げたほうがいいのかという立場から、不採択に対する反対討論を簡単に行っていきたいと思います。

消費税というのは、薄く広くという税の徴収方法で、これがその前提条件に経済政策の公平性というのがなければいけないと思います。しかし、今のいわゆる第2次安倍政権になってからのアベノミクス、これは年間80兆円のお金を日銀が刷っているのです。それで、いろんなところに、もちろん国の借金を抱え込んでいたりするわけですが、その80兆円の金額というのは、国の1年間の予算が約100兆円弱ですから、そのお金をつぎ込んで経済政策した結果、今どういう経済状況にあるかといいますと、第2次安倍政権が発足したときは、たしか200兆円弱でした、大企業の内部留保。それが、今もう350兆円とも370兆円とも言えるぐらい膨大な内部留保を大企業は抱え込んでいるという現実があります。

そして、労働者の40%が非正規雇用、若者の半数がやっぱり非正規雇用という中で、本来なら若者や非正規労働者に配分すべきそういった賃金が、全部とは言いませんけれども、大企業に内部留保としてたまっている。そして、国の予算の17兆円が消費税として予算化されているのです。つまり、言ってみれば安倍政権下のアベノミクスで150兆円から170兆円積み上げた、あの企業の内部留保を何とかするという。そして、そういった経済の公平感を感じる経済政策をしない間に、また消費税を10%に上げるというのは納得いかないし、もう安倍政権下でたしか消費税を上げることを2度選挙の争点として戦ってきたのかと思います。

そういう意味においても、やはり政府がもう少し公平な経済政策をするまでは、私は消費税増税10%に上げることについて中止を求めるとするのは当然の話だと思いますので、私は請願を不採択とすることに対する反対討論とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君登壇〕

◇7番（川端宏和君） 今回の請願書におきましては、昨年6月議会にも提出されまして、消費税引き上げの延期が決まっているとのことで不採択となっております。国による消費税率引き上げ時期は、2019年10月の予定となっておりますが、少子高齢化で働くことのできない高齢者がふえ、働くことのできる世代が負担する社会保障費が年々増加の現状にある昨今ではございます。増税の必要性を感じておる次第でございます。

では、財源をどこで賄うかという点であります。所得税や法人税に比べ、全国民に対し広く薄く増税、そしてさまざまな立場の人々から平等に税金を徴収し、社会全体で社会保障費の財源確保を行いながら、子ども・子育て対策また貧困対策などの社会保障を充実させるべきと考えます。経済活性化につなげていく必要があると考えます。

よって、消費税10%への引き上げ賛成の立場から、消費税増税中止を求める今請願書、意見書提

出には反対するものでございます。

以上。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに討論ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君登壇〕

◇14番（宇津木治宣君） 14番宇津木治宣です。総務常任委員会に付託された消費税10%増税中止を求める請願書、私は紹介議員でありますので採択すべきと、不採択について反対の立場で討論を行います。

まず、消費税増税の狙いは、税収をふやして財政収支を是正するということになっています。しかし、景気がよく経済成長しているとき以外に消費税を増税すると、消費税はふえますが、法人税や所得税などが減り、税収全体としては減少するのではないのでしょうか。増税の理由が社会保障と言っていますけれども、過去の消費税増税の経緯を見ましても、そのほとんどが社会保障に充てられていないという現実があるのではないのでしょうか。

現在のようにデフレの状況で消費税を増税すると、デフレを加速させ、景気は悪くなり、同様に税収は減少してしまうのではないのでしょうか。消費税が上がっても、持っているお金はふえません。そうすると、売り上げが1,000円から970円になって、28円の売り上げが減ります。売り上げが減少すれば利益が減るので、結果的に法人税や所得税が減ってしまうのではないのでしょうか。

こういったことから、今回の10%の消費税増税は、まさに時期を選ばない危険な行為だということで、国に上げて、消費税増税の中止を求める意見書を上げるべきだという意見で、総務常任委員会の不採択とすべきという結論に反対をいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は不採択とすべきものとするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（高橋茂樹君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



○日程第2 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第3 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○日程第4 議員派遣の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付いたしました議員派遣の申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決定しました。



○追加日程第1 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、議案第34号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第34号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

雨水滝5号幹線調整池ポンプ施設工事につきましては、平成28年9月16日に議会の議決を経て、前橋市古市町118、株式会社ヤマト、代表取締役社長執行役員町田豊が、消費税込み5,724万円で契約しております。

本工事は、文化センター周辺開発事業に伴う調整池のポンプ設置工事でございます。

変更理由といたしましては、ポンプ制御盤の配置位置を現在の状況に合わせ検討した結果、ポンプ制御盤とポンプをつなぐ電線管を短くできるため、電線管の延長に変更が生じました。

このことにより、変更減金額が14万400円（うち消費税1万400円）となり、変更後の契約金額は5,709万9,600円（うち消費税422万9,600円）となりました。

平成29年6月8日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 議案第35号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第2、議案第35号 訴えの提起についてを議題といたします

す。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第35号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本案につきましては、学校給食費納入に対する公正、公平の保持と未納額累積の防止を目的として、長期間にわたり学校給食費を滞納している保護者に、未納学校給食費の納入を求めるものです。

議案書記載の相手方は、再三にわたる支払い督促文書の送付や訪問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し全く誠意が見られないため、やむを得ず本町より相手方に対し、民事訴訟法第383条第1項の規定により、平成29年2月13日、伊勢崎簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。それに対し、相手方から伊勢崎簡易裁判所に督促異議申立書の提出がありましたので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をいただき訴訟手続に移行させていただくものです。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○追加日程第3 同意第16号 玉村町公平委員会委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第3、同意第16号 玉村町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第16号 玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成17年から公平委員を務めていただいております齋藤正彦氏から、一身上の理由により、本年7月31日をもって公平委員を辞職したいとの願いが出されました。齋藤氏には、公平委員として12年間、公平・公正な審議をいただき、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本案につきましては、齋藤氏の後任といたしまして、玉村町大字上茂木205番地にお住まいの内田昌明氏を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

内田氏は、農業委員長や区長、保護司などを務められ、人格は高潔で識見にすぐれ、公平委員として適任であると考えます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、平成32年6月15日までの期間となります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○追加日程第4 玉議第1号 玉村町議会基本条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第4、玉議第1号 玉村町議会基本条例の制定についてを議

題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君登壇〕

◇10番（三友美恵子君） 10番三友美恵子でございます。玉村町議会基本条例の提案理由を申し上げます。

地方分権の時代を迎え、地方公共団体の自己責任の範囲が拡大され、真の自立が求められる時代となりました。議会の担うべき役割や責任はこれまで以上に重要になってまいりました。議会は、その持てる機能を十分に駆使して、町が抱える諸問題に的確に対応していくために、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などをさらに強化して、町民の意思を反映した開かれた議会を目指していかなければならない時代となりました。

このような使命を達成するために、玉村町議会も議会改革を進めています。玉村町議会基本条例を制定することにより、議員間の理解が深まり、同じ方向を目指して一層の議会改革を進めていくことができると思ひ、提出いたしました。

この条例は、前文に始まり、第1章、総則、第2章、議会及び議員の活動方針、第3章、町民と議会の関係、第4章、町長等と議会の関係、第5章、議会及び議会事務局等の充実強化、第6章、他の条例等との関係及び議会改革の推進による見直し手続き、附則で構成されています。これは、地方自治法第112条及び玉村町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 提案者に幾つか質問させていただきませんが、今回のこの条例なのですが、国でいえば法律ですね。地方でできることは条例制定ということになっているわけですが、条例をつくった真意というか、思いをもう一度聞かせていただきたい、そのように思います。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 思ひは、先ほど提案理由に述べたとおりです。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 簡単な答えありがとうございます。

それで、この玉村町版というか、それに変えていったわけですが、苦心した点についてはいかがで

すか。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） いろいろな条例を見ました。全国いろいろな条例を見た中で、玉村町にこれならいいだろうということで、まず2年前につくったときは、かなり厳しい条例をつくりました。考えました。かなり厳しくいろんなことをみんなでやっ払いこうということを考えてのですが、今回提案するに当たり、それでは皆さんの賛同がなかなか得られないということで、理念に近い条例ですので、今まで皆さんが議員として活動してきたことを明文化したという条例にしてあります。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 今条例に関しましては、賛成議員という人がいるわけですが、その賛成議員の方とどのような議論、また審議をなされたか、ちょっとお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 先ほど言いましたように、最初につくった条例は、かなり厳しい条例でありまして、これでは皆さんの賛同を得られない。もっと皆さんに賛同を得られる条例に書きかえたほうがいいのではないかとということで、いろいろ皆さんとお話し合いをしながらまとめていきました。

そして、この条例は骨組みという条例にまとめてみました。これから議会改革をやっていく中で、皆さんと議論を尽くしながら、この条例に肉をつけていく。そして、これを歩かせていくというのは、これからの議会の皆さん方でやっていくことだと思っています。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 議会基本条例をつくることには、全然異議はありません。これは、議会のいわば法律でありますから、玉村町でいけば総合計画に等しいものでありますね、この議会基本条例は。総合計画は、1人の課長によってつくられて、それを他の課長に配付して、これで賛同してくれということがあり得ないように、もちろんこの議会基本条例も十分な議員で検討がされ、そして三友議員も議会運営委員会のメンバーでありますから、その中で本当に真剣に一文一句に対して私は議論し、そしてみんなで精査し、そして完全にいいものをつくり上げていく。そして、みんなが納得する議会基本条例であつたらいいと思いますけれども、その点についてどう考えていますかという点を1点と、そしてこの内容や文言について、議員からここは削除すべき不適切な文章であるとか文言で

あるとか、そういうものが出た場合は、今後この条例を少しずつ変えていくという認識はされておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 先ほど申しましたように、この条例は骨組みだと言いました。骨組みということで、これから議会運営委員会、そしてまた議会改革の委員会ができれば、そういうところでしっかり皆さんに審議していただき、文言一つ一つを今度は足す作業かもしれませんし、引く作業かもしれませんけれども、そういうことをやっていただければいいと思います。

それで、ここの第6章の中に、他の条例との関係及び議会改革の推進による見直し手続きという6章が入っておりますので、ここでこれは削除したほうがいい、これはもっと加えたほうがいいというのは、これからどんどん議論をしていきながら深めていって、歩かせていただきたい条例だと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） この条例に対しては、今急に何でこんなやり出すと。2年前からやっていたと言うけれども、私も議運のメンバーなのに、1回あっただけなのです。急激にここのところへ来て出すと。ここのところへ来て出すのであれば、私にしてみれば、これやるのだったら3月の議会あたり出していただきたかったなど、その前に討議してと思うのです。

いろいろ考えてみると、推測ですけれども、9月に選挙がある。では、それに対してのアピールではないかと、こうとられてもしようがないのだよね、悪いけれども。私は、それを一番心配しているのです。本来なら、傍聴者がいるからみんなに聞こえるようによく言ったほうがいいのだけれども、何か1人の手柄みたいなことを言う。議員というのはそうではないですよ、やっぱり。16名でもってみんなで議論して、その16名というのは町民の代表だから、それを私がやったとか俺がやったとかと、そんな私物化して物事を言って、次の選挙に有効に立ち向かおうと、これはとんでもないと思うのだ。これだけは本当に、見え見えで見えてしまうのですよ。

何でかという、簡単なのですよ。正直な話、オレオレ詐欺ではないけれども、考える暇もなくどんどんと来て、これはどうだと、こうだ。議運のものにしたって、これから全協にしたって、日にちがありはしない、一個も。そういう状態でやるのは、もう変な話言うとみんなが笑ってしまうから、今言わないのだけれども、女の子を連れてきて無理やりやるのと同じになってしまうのだよ、考える暇がないのだから。こんなのでは……

◇議長（高橋茂樹君） 笠原議員、発言に気をつけてください。

◇4番（笠原則孝君） いやいや、何をやるかわからないですよ。こんなのではやっぱりだめ。やっ

ぱりいまして少し考える機会を与えて、それでやらないと、だからちょっと議運のメンバーをばかにしているようになってしまうのです。一言二言聞きたかった、こういうのでやりたいと。

なぜ今やらなくてはならないか。では、玉村町以外で例を言っては悪いけれども、たしか栗山町なんていうところがやっているよね、ああいうどうしようもないところが。よく考えてみたら、自治体としてやっていけないところがこういうのをつくっているのだよ。飯綱町もそうだった、長野県の。何もないところ、斑尾高原の向こうで。雪があって、冬の6カ月間は何も使えないのだ、みんな出稼ぎに行かなければ。それでは困るということでリフトをつくった。そのときは第三セクターでやったから、まあよかったけれども、スキーシーズンが去ってしまっていて若者がいなくなってしまうから、リフトのあれも出やしない。そうしたら、その責任誰が負うということになったので、これをつくったのがもとなのです。

だから要するに、まだ玉村町がそこまで財政が逼迫しているかと。では、群馬県の自治体のうちでどこどこがやっているのだから、三友さん教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 群馬県は、きょう調べたところによりますと11市町村がやっております。全国的には、もう50%を超えて議会基本条例をつくっております。そういう状態で、別に財政が逼迫しているからつくる条例では、私はないと思っております。

なぜ今出したかと、選挙絡みではないかと今言われましたが、そうではなくて、2年前に私がつくったときには、その後誰も何のあれもないのですね、私のところに。これはよくないとか、これがいいとか、これをやったほうがいいのかというものは一つもありませんでした。その当時、2年前のときには、議会基本条例つくっているときは、まだ30%、40%の段階でした。私も、まだ機が熟していないのだな、みんなまだそこまで達していないというか、考えてはいないのだなということで、皆さんが何かを言ってくださるのを私はずっと待っていました。

先日、5月の末なのですけれども、ちょっと私が愚痴をある議員さんに言いました。このまま議会基本条例はできないのかなと、そんなようなことを言いましたところ、もう少しわかりやすい条例にして作り直して議員提案で提出したらどうかということと言われました。議案を提出するには、議員提案と委員会提案というのがあるのですね。委員会でやって、委員会で提出する条例もありますが、これは議員提案として出したらどうかということと言われましたので、ああ、そういう方法もあるのかということで、私もそのときから皆さんに受け入れやすい条例ということで、条例を大分見直しまして、皆さんにも受け入れてもらえるかなという条例をつくりながら、皆さんと検討しながらこの条例をつくっていきました。

なぜ6月議会に提出したかということは、本当に5月の末にそんな話が持ち上がって、ああ、賛成してくれる議員さんもいらっしゃるのだということで、それだったら出してみようかなということに

なったのでなりました。9月の議会に最後までいいかなと思ったのですが、なぜ6月議会にしたかといいますと、それは忙しかったのですが、6月議会に提出して、もしこれが可決されたら、皆さんで私たちの議会の中に少しでも先にこれを、条例を前に進めることができるのではないかとということで、慌てて急いで提出したのでぎりぎりという形になってまいりましたけれども、自治法にのっとりまして一応提出させていただきました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それで、今大体意見は聞いたのですが、何、群馬県にそんな16も他のところで……11。

〔「はい」の声あり〕

◇4番（笠原則孝君） 11ね、35のうち11ね。わかりました。

それで、確かに玉村町へそのまんまあるから持ってくるかということについては、玉村町の場合は政務活動費もないのです。だから、議員が悪いことをするといったって、でっかいプロジェクトを組んだわけでも何でもありませんよ、はっきり言って。それは、せいぜいやったのは前回道の駅に7億円ぐらいかけたぐらいなもので、それなのにまたどうしてここへ来てやらなくてはならないのかと。

ちょっとみんなが、今聞いている人もいるのだけれども、玉村町の議員だって政務活動費があるのではないかなんて、おまえら大丈夫かなんて意見も出たけれども、玉村町は政務活動費は一切もらっていませんから。そんな中で襟を正せの何だのというようなことになると思うのだけれども、今までそんな不祥事が起きましたかということ。起きないものを今つくったってしょうがないと、これなるかもしれないけれども、いま少し、何人かの人に聞いたらやれやれと言ったけれども、何人かは話で、ここで個人的な名前出してもしょうがないから私は質問しませんけれども、どうして議運のメンバーにだけでも、実は私はこれやりたいのだけれどもと、それが欲しかったのです。何か唐突にばんと出されてしまって、こっちが何だか知らないけれども、何か外されてしまったような感じで、そういうところは残念に、やること自体はいいことなのだけれども、方法が悪い。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） この条例は、悪いことをした人を取り締まる条例ではありません。中を読んでいただければわかるのですが、皆さんが今までやってきた活動、議員としてやってきた活動を文章化しただけです。明文化して、これを皆さんで共通認識として、この議会を運営していきましょうよという条例です。だから、本当に骨組みだけです。これからもっと皆さんで、ではその政務活動費を使い込んではいけないとかという条文を入れるのだったら、それでも構わないですし、そういうことをまだ何も入れていない条例です。皆さんがこれからつくっていく条例を、本当に骨組みの条例

をつくりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今言ったけれども、骨組みではどうしようもないのではないかと思うのだよね。やっぱりある程度持っていかなければ、条例にならないではないですか。ぼんぼん、ぼんぼん条例がいろんなものになってしまうのではないか。どうもそういう気がするのだけれども、だからみんなで作るのであれば、このところに第10条の3に議員相互間の自由闊達な討議を拡大するためといったって、議員で討議していないではないですか、これでは。それ書いてあるのに、していないことをやってはだめですよ、これは。その辺どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） そこに関しては、そういう討議がなされていない。これから討議をしていきたいと思いますという条例です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君登壇〕

◇7番（川端宏和君） 本条例に関しましては、三友議員の思いもわかりましたが、余りにも唐突な話でございます。また、2年前から考えていたと。考えていただけでは、前に出てこないことには議論もできません。よって、私はもっと前に声を出して三友さんがやるべきだったかなと、そのように思っております。

今回の条例に関しましては骨組みの状態であるということでありますから、なおさら皆さんの議員各位の心が共有されなければ、全然つくっても意味がないのではないかと、そのように思って、今回の条例の制定に関しては反対するものでございます。

以上。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 賛成討論をします。

この議会基本条例は、我が玉村町の議会改革の第一歩であると思います。今から8年前に、私は玉村町の議会はこれではだめだと、どうにかしなくてはいかぬということで、日本で最初にこの議会基本条例をつくった北海道の栗山町の議会基本条例を勉強し、議員の皆様にも説明をした経験がございます。

この条例の中で、一番私はこれはよかったという条項があるのです。それは、第4条です。議員の皆さん、4条を開いてみてください。こう書いてあります。議員は町民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、高い倫理観のもとで誠実かつ公正な立場で、次に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。ここなのです。高い倫理観を持たなければいかぬと、これは我々議員がしっかり心に据えておかなければならないことだと思います。

ある月刊誌に、玉村町の町民の方が実名で次のようなことを書いていました。読んでみます。「猫よりも品格のない議員様」、町民の方からそういうのを読まれるということ自体が、私は議員としてもう資格がないと、そう思うのです。したがって、我々議員は町民代表だと。だから、町民にこのような指を指されるようなことは絶対にあってはいけないと、そう強く思っています。

もう一つ述べます。これを言うと私は殺されるかもしれませんが、覚悟を決めているのです。私の選挙のときの後援会長を、後援会長の自宅の前に呼び出し、宗宏のところへ行って縁を切れと。そして、俺が宗宏をぶっ殺すと言っていたと言えど。宗宏なんかぶっ殺したって、7年か5年で刑務所なんか出られるのだと、そうわめいた人がいるのです。それは、後援会長と私の会計責任者と私で警察にまで報告をしてあります。そういうことを平気で言うと、そういう人が議員になっていると、こういうことが私は絶対に許されてはいけないと思っているのです。倫理観なんていうものではありません。もう人間として落第なのだ、私はそう思います。

したがって、この議会基本条例は100点満点ではないと思います。不備な点がいっぱいあると思いますが、まずここで議員の皆さんの賛同を得て条例を制定し、実際にこの議会基本条例に基づいて議会を運営してみて、悪いところがあればどんどん直していけばいいと思うのです。私はそのように考えまして、ぜひこの玉村町議会基本条例は賛成多数で通していただきたいと思います。

以上で終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、反対の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◇議長（高橋茂樹君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第5 玉議第2号 玉村町議会議員定数条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第5、玉議第2号 玉村町議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

12番浅見武志議員。

[12番 浅見武志君登壇]

◇12番（浅見武志君） 提案理由の説明を申し上げます。

玉村町議会議員定数条例の一部改正について。玉村町議会議員定数条例（平成12年条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年6月15日提出。提出者、玉村町議会議員、浅見武志、賛成者、玉村町議会議員、渡邊俊彦、町田宗宏、三友美恵子、筑井あけみ。

玉村町議会議員定数条例の一部を改正する条例であります。玉村町議会議員定数条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

「16人」を「13人」に改める。

附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由の説明ですが、昨今の社会情勢や本町の厳しい経済情勢等を鑑み、議会改革の一環として、次期改選時からの議員定数を現行の「16人」から3人減の「13人」とするため、条例の一部を改正するものであります。

また、議員定数の削減が求められる主な理由といたしまして、4点挙げていきたいと思っております。

- 1、財政が逼迫し、行政改革の観点から議会も予算を減らすべきである。
- 2、近隣の同規模の自治体も議員定数を減らしている。
- 3、人口が減少しているから、その代表たる議員の数も減らすべきだ。
- 4、立候補者が少なく無投票選挙、立候補者が定数を下回るような気配。

このような4点の項目について、私は提案をさせていただきたいと思っております。まずは町民のことを第一に考え、ご検討いただき、ご賛同いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 議員定数と報酬については、議会運営委員会の中でも何度か議論をしてまいりました。しかし、なかなか意見がまとまりませんでした。もっと議論が必要であると考えておりますけれども、さらに定数については議運の中だけではなくて、16名の議員全員で私は議論すべきだと思っております。議会は議論する場であり、全員協議会でも開いて研究しようと思っております。先ほど議会基本条例が制定されました。その中で、議会は議論しなくてはならないとありますけれども、まずこれにそもそも反してきますね。これが1点。

そして2点目、議員の定数を3名減少するという人数への根拠、3名の根拠。そして、私は議員の定数は、報酬と対で見直すべきだというふうに日ごろから考えておりますが、定数だけを削減するその根拠、これ2つ目。

そして、3つ目としましては、じっくり議論をして、こんな追加議案として上げるのではなくて、9月の議会でも十分いいと思っておりますね、十分に検討されて、この内容が。条例の制定を追加議案として、急ぎ足で提出するその必要性、この3点について伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） お答えいたします。

まず、私がなぜ急いだかというようなご指摘がございましたが、この間の上毛新聞の6月7日でしたか、新聞報道で、「高市総務大臣は、無投票での当選がふえている。また、小規模な町村議会の活性化対策を省内で検討する考えを示した。議員の担い手不足は各地で問題が深刻化している。2015年度統一地方選挙の町村議員は、改正の定数の2割超えが無投票選挙であった。10町村選挙では、定数を2から4削減して実施している。また、上野村では告示まで2週間を切ってから臨時議会を開き、定数10を8に削減して無投票を回避した経緯がございます」。そのようなことも鑑みて、今提出をさせていただいております。

それから、なぜ今なのかという点では、私は先ほど4点の項目があると言いましたが、まずは財政要因だと思います。町の貯金とも言える財政調整基金が減少しており、厳しい状況であります。町の財政調整基金を見ると、4年前の25年度は31億7,000万円で、今年度は8億9,000万円、4年間で22億8,000万円、72%減少しております。その点を鑑みて、私は今提出をしております。

それから、先ほど何で13なのかというようなご指摘がございましたが、ここに群馬県の1万人当たりの議員定数の幾つが適切なのかと、一番合っているのかというような全国レベルの指標がございま

した。その中で私が鑑みて、現在の玉村町は16人で行っております。玉村町の1万人当たりの議員定数は4.4名であります。県平均は3.0名であり、1.4名多い状況であります。これを3名減らして13名にした場合、玉村町の1万人当たりの議員定数は3.5名となります。

それで、近隣の同じぐらいの規模の市だとか町をちょっと比較した点で、ほかの町村はどうなっているかを説明します。藤岡市の場合が3.0、富岡市が3.6、安中市が3.7、みどり市が3.9、大泉町が3.6、沼田市が4.0となっております。玉村町が13人にした場合は、群馬県の全体順位は27位、定数順位は20位となっております。このことを鑑みまして、まずは町民のことを第一に考え、ご検討いただき、ご賛同していただきたいと思っております。

〔「もう一つ、議論は十分されたか」の声あり〕

◇12番（浅見武志君） 議論は十分にされたか、わかりました。玉村町議会運営委員会で何度か検討いたしました。また、視察も茨城県の大洗町だとか幾つかの町村に行っていました。いろいろな方の意見がございました。私の意見を今、ちょっとその議運のときの意見を述べさせていただくと、定数を2削減して給料の見直しなんかもしたほうがいいのではないかとか、そのほかにも2人よりも3人がいいとか、4人がいいとか、極端な例では10人ぐらいでもいいのではないかとという中で、いろんなことを言われてまいりました。だから、一つの一定の結論には至らなかったわけでございます。

それで、私もいろんな町民の方とお話をさせていただいたりすると、「今、何で浅見君やるんだい」と言われましたけれども、それはやっぱりこの選挙、10月の選挙、もう告示まであと100日となった中で、それが何かなっている中で整わないのではないかとか、先ほども言いましたが、立候補者が少なく無投票選挙になるのか、また立候補者が定数を下回るような心配があるのではないかと私は察知をいたしまして、その点からやっぱり今ベストの時期で、今やらなければならないかと思っております。

また、玉村町は人口減少があり、少子高齢化が進展し、今後はますます社会福祉費の増大が見込まれております。また、高度成長期以降に形成された道路、橋梁、下水道、学校などの公共施設の更新時期を迎え、修繕など多額の経費がかかり、持続的、継続的に安定した財政運営が可能と言える状況ではないと私は判断いたしまして、町民のことをまず第一に考えてご検討いただき、ご賛同いただければと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 確かにどこの町村議会でも疲弊し、大変立候補者が減っているという現状があります。その中で、玉村町議会は政務活動費もなく、市議会とは違って町議員の報酬も3分の1から2分の1という報酬額であります。ですから、若い人たちが自分の仕事をやめて、そして議員に立候補するというのが大変難しい現状であります。立候補できるということは、仕事をやめた退職者ですとか、そして自由業の方ですとか、経営者ですとか、農業をやっている方ですとか、なかなか

若者が出てこれないという現状の中にあります。

そういう点について、先ほども1つ質問の中になりましたけれども、私は議員の定数と報酬はセットで見直すべきだというふうに思っていますが、定数だけを削減するその根拠ということを書きましたが、先ほどの答弁の中にはなかったですね。まず、この点を1点。

そして、もう一つは5名の連名があります。5人の方がサインしております。そのうち2人は議運のメンバー、議運の委員でもあります。その中でも1人は、議運の委員会で定数はふやすべきだと意見を述べていたのです。ここに署名するということは、今度削減するということですね。議運の中で人数はふやすべきだと述べていた議運の方が、ここに署名するということはどうして変わってきたのか。その声をどういうふうにとめているのか。浅見議員も議運のメンバーでありますから、その内容はもう十分承知していると思います。ですが、ここに連名で名前を連ねて賛成されたのですよね。ですから、どういう浅見議員と話し合いがあって、ここに人数を16名から3名減らすということでサインをされた、その話し合いの内容と、先ほど言いました定数だけを削減するという内容。2つ。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 先ほども述べたと思うのですが、定数だけを削減するのは、本当に私も忍びがたかったです。やっぱりその中で、どこで折り合いをつけるかという中で、先ほども言いましたが、私は2人がいいのではないかと、私は3人がいいのではないかと、10人の方がいいのではないかとというような意見がありました。そういった中で、どこが適切かという中で、先ほども述べましたが、群馬県の指標を出して、この1万人に対して3.5という数字が適切だということを一人一人の議員さんをお願いをいたしました。その中で、私が説得がうまくいったので、その方も納得をしていただいて、署名をいただいたのだと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかにありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 今議論を聞いていて、ちょっと質問させていただきます。

まず、行財政改革、それから近隣と横並びとか人口要因、そういうのを見ると、何か提案者の議員削減に関する主体性が見えてこないのです、私には。特に近隣がどうなのというのは関係ないとは言わないけれども、近隣がどうであれこの町はどうなのだという、そういった筋論がやっぱり必要だと思うのだよね。それで、特に立候補者がどうも少なくて選挙になりそうもないと。これから言うと、何か選挙をさせたいがための定数削減に見えるのです、一面は。それで、そのことよっての弊害というのをやっぱり考えたほうがいいと思う。

というのは、例えば選挙になりました。定数減でなりました。何年かやると、またなくなるの

ですよ。またぐいぐい、ぐいぐい締めていくというとき、実はこの立候補者が少ない原因はどこにあるか。例えば報酬のこともあるだろう、選挙のこともあるでしょう。だから、もう少し定数を逆に広げて入りやすくするという議論も、結果として削減になるかもしれないけれども、そういったことだつて、立候補者が要するに議員になりやすくするという意味には、門戸を広げるという一つの方向性もあるので、そっちのほうの検討もしましたか。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 人口要因というのは、先ほども述べたとおりでございます。玉村町の今現在置かれている財政状況と、人口状況が減っている。それで、先ほど言った大泉町ですか、大泉町は18から3減をして定数を15に直したことで選挙になりました。また、先ほども出ましたが、上野村でも告示までの2週間で切ってから臨時議会を開いて、定数10を8に削減して無投票を回避した経緯もございます。私はその辺も鑑みて、これを13にしたつもりでございます。

それで申し上げますと、人口減少や少子高齢化、経済の成熟化など時代の構造的な変化に対応し、分権型社会において豊かな地方自治を実現していくためには、地方議会がこれまで以上に大きな役割を果たすことが期待され、それぞれ地方公共団体の実績に応じ、地方議会のあるべき姿を住民とともに求めていくことが必要である。また、一般論として議会、議員に対するマイナスイメージが強いことから、議会が正しく機能していないなどの議論が定数を削減する方向に流れを変えている状況ではないかと思っております。

議員の評価が低く、かつ待遇も悪いなどとなれば、議員に出ようという意欲は湧かないと思います。より少ない議員であっても、それぞれの議員が専門性を高めることにより、住民の納得が得られる議会が実現できるかと思えます。少子高齢化が進展する中、公共施設などの更新や修繕費などを考慮すると、今の町の財政運営は厳しく、議会改革は待ったなしの課題であると考えております。まずは議員が襟を正し、行うことが必要です。どうかご検討いただき、ご賛同いただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） よくわからないのだけれども、よくわからないのは討論でやるとして、その定数16、前は22だったのですよね。これを6減にして、何回か選挙があったのです。ところが、結局やっぱり入り口が厳しいからかどうかわからぬけれども、いろんなさまざまな報酬の件もあるだろうけれども、なかなか出にくい状況ができてしまった。だから、これを出やすい状況にするには、現実的ではないけれども、増にやるという方法も一つはあるのですよ、確かに。しかし、そうもいかないうちから減と言うのだろうかけれども、選挙戦を求めて定数減するのと、民意を反映する議席の数というのは別に考えていかないと、どんどん、どんどん入り口を狭めてしまって、ああ、13でもまた選挙がないから、今度は10にするかみたいな、そうした場合、本当に民意を酌み取る議会にな

るかかどうかという、そういった観点を見て定数削減というのはやるべきだと思うのだけれども、その辺要するに選挙をするための定数削減だけではなくて、民意を反映する玉村町議会の定数はどのぐらいなのだと、それが適当なのかという観点の、その観点からの考察があったかどうかお尋ねしたい。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） この数字ですよね。定数を減らす、またふやすというような論議は何度も行って来たと思います。ただ、今の状況の中では、その定数が今、私が言った定数に賛同してくれた方が5名いたということです。

それと、なぜ今やらなければならないかというのは、この間も町長の座談会がありました。3回行きました。いろんな面で、町民をまず苦しめるような財政運営をしているのがあります。何で議員は、のほほんと何もしないのだと。定数も下げずに給料は同じ、仕事量は今までと、22人から16人になって4常任委員会が3常任委員会になって回っております。私としては、これは今定数の削減の後には、その後にもまた報酬審議会というのに答申をする考えも私は持っています。ただ、今この時点で給料を上げるなんて言えば、誰も賛同してもらえないではないですか。だから私としては、まずは定数を下げ、その後また違う条例を出しながら、次の仕事をして報酬というのはいただくものですから、やっぱりそれは町民の方に見ていただいて、報酬審議会をしていただいて、ああ、こんなに仕事をしているのでは給料を上げてやろうとか、そういう論議が出て当たり前だと思っております。それは、まずは議員が襟を正してやるべきだと思います、定数13ということで提案をしております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 何点かお尋ねをいたします。

まず、極めて拙速の感はどうしても否めない。きのう事務局からこの件について全協をやりますよという、そういうファクスが来た。そしてきょう、ここへ早速提案されました。それだけの思いを持っているのだったら、何でもっと早くに、我々は何も知らないのだよ、率直に言って。広く声をかけて話をしてくれれば十分に議論はできたわけ。そういう意味で、私は拙速の感を否めないということをお知らせしたいのだけれども。

きのう浅見議員と話をしましたが、ぜひ賛成を願いたいと言われましたが、私は答えについては保留をいたしました。けさ来てみたら、柳沢は賛成だとよと言われた。していない。それは、浅見議員のそういった何らかの意図的なリークがあったのではないかなと、私はこう思っているのですけれども、それはいいです、私の個人のことは。どうしてこんな拙速にやったのか。もっとじっくりと、前からそんな熱い思いを持っていたなら、しかも定数削減した後、その後において報酬審議会を開いて、今度報酬を上げると言っている。今言った、そういうふうに。これでは、もとのもくあみ、元も

子もないのではないかと思うのですが、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） だから、先ほども申しておりますが、今給料のことを言う気はないです。例えば、それを言ったのであれば決まらないので、私は皆さんのこの13でどういうふうに行ったら玉村町の議会が乗り切れるか、またこの厳しい財政の中乗り切れるかという中で、5人の方の賛同を得られないと条例が出せない。だから、その条例を出すのに何人かの方にお話をして、5人に達したのがきのうだったということでございます。だから、拙速と言われても、町から出てくる議案でも条例でも、きょう渡されて皆さん審議しているのではないですか。だってこれは、今まで皆さん方がいろんところで感じていたものだと思います。ああ、このままでいいのかなとか、その中で俺に話がなかったからだめだよとかと言われても、私としては5人の方をくどくにもう精いっぱい、もう何度も何度も、名前をサインしてもらうのに行ったり来たり、2回、3回と断られて、そこに足を運んで、5人の方をとりあえずは、この上程をする中で私は一生懸命やった。

だから、急にやみくもに出されたのでだめだよと言われても、みんな国会もそうですけれども、そういう中で論議していくのではないかなと私は思います。よろしくご審議いただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 先ほど議会基本条例を採択をし、賛成をいたしました。私も賛成をいたしました。まさにこのやり方というのは、議会基本条例を踏みにじるものだと私は思います。よく見てください。議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじることと、こう明確に書いてあるではないですか。浅見議員もこの条例には賛成をいたしました。そういった議会基本条例にさえ反するようなそうした、賛成が得られないから報酬の件は言わなかった、それはおかしくないですか。賛成が得られないとしても、将来的に報酬を上げたいというのであれば、今この場で言うてしまうと賛成が得られないから、賛成議員も5人を確保できないから言わないのだと、今こう言いましたよね。事実関係をちょっと。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 私は、この13にする中でのやっぱり財政的なもの、それは私は議員の給料を、まず最初に議員が襟を正してこの定数を下げることが目標として行ったので、議員の報酬については、後にきちんと考えていかなければいけないとは考えております。ただ、今の状況でそれを言うところではないと私は思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） そうではなくて、私は削減をした後、間もなくの間に給料を上げたいということであれば、それはきちんとそういう説明をしなければならないと思うのです。そうでなければ闇討ちに遭ったようなものだから。

経常収支比率は極めて悪い、財政が悪い、あるいは町の預金もかつて31億円あった。今10億円を切った。議員の定数を削減することによって、それがどのくらい、それはちりも積もれば山だから、一つ一つの小さなことを積み上げて財源として、あるいは町の力としてこれを積み上げていくのが、私は正しいあり方だと思います。しかし、どう考えても俺に相談がなかったから賛成しないなんて、俺は言ったことはないよ。そんなことを俺言ったっけ。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） だから、俺に相談等ではなく、私としてはこれが整ってから、本当に一つ一つ回ろうと思って、先ほども全協で言いましたが、書類が整ったのが9時だったと。それから回ろうとしたら、皆さんはご存じだったではないですか。それで、私が行ったときに、私から先に聞くのと後から聞くのでは全然違うのだなというような雰囲気は私も受けました。私は、提案が上程ができるようになったのが10時だったわけで、そこからこつこつ、こつこつ回り出して、一人一人の方と会えるところまで会いました。そうしたら議会事務局から電話があって、あした10時に全協をします。そこで説明してくれというような内容でしたので、途中から会うのをやめてしまいました。

それで、先ほど給料を上げる根源というのは、私たちが給料を幾らにしてくれとかという提言ではないのです。報酬審議会というのがあって、そこで決めるものであるから、俺たちが給料を上げろと言ったって報酬審議会が立ち上がらなければできないわけですし、だから私たちの仕事を見て、きちんと後日、1年、2年になるかわかりませんが、そういった中で次の年代の方々がもっと出やすいような環境を整えていければというのが私の考えです。ちょっと口が足らなくて申しわけなかったと思うのですが、そんなような形で定数を下げる考えでございました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 先ほど来提案理由の説明等々で、浅見議員が多分この資料と同じのを参考にお話をしているのだと思うのです。2013年10月22日、栗山町議会定数問題調査会特別委員会に出された、「あるべき議員・議会像から定数・報酬問題を考える」、神原勝、北海道大学教授。この人が、浅見議員が言ったそっくりのことを、議員定数削減が求められている理由というのを読み上げているのです。このとおり一言一句間違いなく読まれているのです。

確かに先生は、議員定数の削減が求められている主な理由ということで、この5点を指摘をしてい

るのですけれども、その続き、それぞれそんなことはないのだよといろいろな反論をし、ここはかなり何か議員定数削減を勧めているような論調ですけれども、やっぱり今、議会の果たされている任務を遂行するには、ただただ人数を減らせばいいのではなくてということも一方言っているのです。栗山町は、この審議の中で1万二千何がしの人口なのですけれども、定数が12になっているようがあります。先ほど浅見議員が割り返した数字でいくと、玉村より全然、3万6,000いるわけですから、だからそういう要するに数だけで横並びだとか人口減だとか財政問題とか、そういうことだけで議員定数を考えていくというのは余り好ましくない。

そして、はっきり言って議会に対しての不信、そういう部分もあるわけです。それについては、やっぱり我々議員一人一人が一生懸命働いていないというところから見られているという部分があるから生まれているのではないかと思うのです。私も50歳で議員になりました。議長になったときを除いては、一般質問を毎回休まずにやってきましたし、地域の皆さんの意見を聞き、やっぱり住民の声を真っすぐ町政に届けるというのが私の任務ですから、議員定数を削減するという考えを持つ前に、我々の議会活動がどうだったのかという検証をしていかなければならないのではないかと思うのです。

先ほど可決をされて成立をしました議会基本条例では、地方分権の時代を迎え、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大され、真の自立が求められる時代になり、議会の担うべき役割や責任は、これまで以上に重要になっていると。議会の持てる機能を十分駆使し、町が抱える諸問題に的確に対応していくため、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などをさらに強化し、町民の意思を反映した「開かれた議会」を目指していかなければならないと。

先ほども浅見議員も財政が大変だ、財政調整基金が少なくなった、町の苦しい状況をおっしゃっています。私はそれも認めます。しかし、だからこそ我々議員が政治監視機能、調査機能、提案機能、これを大いに果たして、そして町民の皆さんにも説明し、町民の意見を酌み取っていくと。これを果たすには、安易な定数削減はこれに逆行することになるのではないですか。浅見議員、いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 私が見た資料は、今多分宇津木議員が言われたのは2013年10月22日に出された栗山町議会定数問題調査特別委員会で神原勝先生が、北海道大学の名誉教授が出されたものだと思います。同じものでしょうかね。

〔「そうです」の声あり〕

◇12番（浅見武志君） そこは私も読ませていただいたのですが、一番の基本となるのは地方議会のあり方に対する研究会ということで、私がもらったのは、ここの中にもやっぱり載っていたのです。こちらが先ほど宇津木議員が言われた、インターネットで私も幾つか取り調べてみたものを、何点かいろいろなところから資料を取り寄せて、これが地方議会のあり方に関する研究会の中にも載ってい

たのです。だから、そこはダブったところがあるのですけれども、私は一番最新版のものを見て、やっぱり今の地方議会のあり方、定数の決め方というのも見させていただいて、このように先ほどの、見えるかどうかわからないですけれども、ここに赤線を引いて、その中から引用したのもございます。あとは、やっぱり当町に適したものをしていかなければならないという形で、私は先ほど群馬県の横並び人口とか、わかりやすい文言が載っていたので、そこは引用させていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君登壇〕

◇8番（島田榮一君） 8番議員、島田榮一でございます。反対の立場から反対討論を行います。

議員定数の削減という、一件パフォーマンスとしては住民受けする課題かと思えます。しかし、実態としては少し違うと思えます。よく議員定数を減らして報酬を上げれば若者が立候補するのではないかという議論があります。果たしてそうでしょうか。政治家は、志がなければその気になりません。玉村町議会の現在の状況は、可能な限り多くの定数を確保して、幅広く闊達な意見交換が行われております。現在の選挙に係る状況を見ると、定数に満たないのではないかという心配する気持ちもわかりますが、これは告示するまでわからないわけであります。立派な人が虎視眈々と狙っているかもしれません。立候補を促す意味からも、門戸を狭くして競争をあおる必要はないと考えます。

近年、政治家に対する風当たりが強い現在、玉村町の現状は可能な限り定数を確保して、報酬は比較的低額かもしれない。政務活動費もない。玉村町議会のこのスタイルは、町内町外を問わず、他市町村に誇れる体制であると考えます。現状維持を支持する立場から、反対討論といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 議席番号2番渡邊俊彦です。賛成討論をさせていただきます。

私は、議員定数削減について、提案議員と同様賛成の立場でございます。賛同者でもございます。賛成理由については、議会改革の観点や議員定数が適正であるか、いろいろ議論はあるかと思えますが、私は財政健全化の観点から申し上げます。

国においては1,000兆円を超える借金があり、地方公共団体にも地方交付税が減額され、赤字

地方債の発行を余儀なくされている現状であります。我が国の財政状況は、危機的状況であるのが現状です。玉村町においては、財政力指数、実質公債費比率については県内でも比較的よいほうではありますが、町の貯金と言われる財政調整基金が減少し、平成29年度当初予算においては9億円を切るなど厳しい財政状況にあるわけでございます。さらに、人口減少、少子高齢化が進み、今後ますます社会福祉費の増大が見込まれること。また、提案議員と重複しますが、高度成長期以降に建設された道路、橋梁、下水道、学校など公共施設の更新時期を迎え、多額の経費がかかると考えます。玉村町においても、持続的、継続的に安定した財政運営が可能とは言えません。

このような状況を踏まえ、町長においては人口減少対策と財政の健全化を2本柱に町政運営を進めているようであります。町政運営の両輪とも言える議会においても議員定数を減らし、よりコンパクトで機能的な議会構成をすることにより、民意をより深く町政に反映させることができます。また、経費削減することもできるわけであり、そんな観点から賛成討論とさせていただきます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、反対の方の討論を求めます。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君登壇〕

◇13番（石川眞男君） 石川です。お世話になります。もう10月の選挙の準備していますから、万端です。

議員定数、この問題は、議員定数というのは議員の利害に見えるけれども、実は町民の利益、利害に直結するということをまず頭に、前提で、その観点から考えていきたいと思うのです。それで、今提案者から行財政改革ということを行いますけれども、要するに議員減らせば報酬が下がるということなのでしょう。しかし、またその後で報酬を上げるということになれば、行財政改革には実際にならないのです。少数の人たちで任せられるだろうという楽観視なのだけれども、そして近隣横並び、人口が少なくなっていくから、何か町の提案者というか、やはり16にとって3というのは大きな議席です。この代弁者の入り口を塞いでしまうということは、やはり玉村町の民意を酌み取る議会として果たして適正なのかどうかということは、私は大いにやっぱり考えてしまうのです。

だから、そういう意味で議員になり手がいない、人がいるかどうか、そういう見方自体がもう私は間違っていると思うのです。やはりみんな政治に関心があるし、町の将来に関心がある。だから、来るのですよ。今、自分たちの小さなレーザ一網張っていると見えてこないかもしれないけれども、この町の町政に関心のある人は必ずいますから、選挙があるない、心配ないと思います。

それから、やはりこの問題は、町民というのは選挙させたいのですよね。選挙させて、ばたばたやっているのを、失礼な言い方ですけども、そういうのがあるのです。だから、そういうことをもちろん受けて立ちながらだけれども、しかしまたその定数は選挙戦をするための定数減であってはならないで、むしろこの3万6,000人の民意をどういうふうに酌み取るか。今言いましたけれども、

その観点がやっぱり必要だと思います。

議会は、現職議員の独占物ではないのです。定数減をいきなり、きのうきょう提案して、それで決をとる。こういったやり方は独善的なものと言わざるを得ません。私はこういった形での定数削減に対しては反対します。

以上、反対討論。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君登壇〕

◇10番（三友美恵子君） 賛成の討論を申し上げます。

浅見議員が先ほど申していましたように、最後までこずらせていたのは私です。何度も何度も足を運び、いろいろ説明していただきました。私もいろいろ考えました。先ほど備前島議員が、人数は多いほうが議会はいいのだと言ったのも私です。なぜ多いほうがいいかということは、やっぱり民意をいっぱい聞けるということで、そのときはそういうふうに思いました。定数22から16にするときの議案に反対したのも私です。それは、やっぱり民意の反映がないというようなことで反対いたしました。

今回なぜ賛成に回ったかということですが、浅見さんの説得もさることながら、町民の民意を聞いてみたのです。どうなのですかね、皆さんということを知って聞いたら、削減するという案がかなりの大多数でありました。町民の民意は削減なのだということを私は感じました。それではどうしたらいいのか、議会はどうしたらいいのか。私は、多くの皆さんから意見を聞くことが大事だし、そのほうがいいと思うのですが、町民の民意は削減なのです。それを達成するためにはどうすればいいのか。民意を聞きながら人数を削減する。発想の転換をしていかなければいけないのではないのかなど。

議会は今、先ほど議員の独占物ではないと言われたとおり、独占物ではないのです。民意をやっぱり反映していかなければいけないのではないかと思います。その民意を反映した中で、私たちはいかに住民の声を町の中に上げていき、議会というものを理解していただき、また4年後、今回の議会もそうですが、また次の議会にたくさんの方に当選していただきたい。若い人に当選していただきたいという気持ちもあります。それをするにはどうしたらいいのかということをいろいろ考えました。

先ほど議会基本条例を通させていただきまして、ありがとうございました。その中で、開かれた議会をこれから議会基本条例の中でつくっていくということですよね。その開かれた議会をつくっていくということが、この13人でも民意をしっかりと聞き取れる議会をつくることにはないかというふうに考えました。本当は直接民主主義が一番いいのかもしれませんが、それはこの3万7,000の町では無理です。でも、13人になったから何もできないということではなく、13人がこれから開かれた議会をしっかりとつくることによって、町民の意見を、もっと町民の中に議会が出

ていって町民の意見を吸い取る。そういう仕組みをしっかりと議会改革の中でやっていくことが大事なのかなど。議会改革のために人数を減らすのではなくて、議会改革をやることによって人数を減らすことができる。そのような議会にしていければいいのではないかということで、大分てこずらせましたが、私も浅見さんの意見に賛成できるところまで自分の考えをまとめることができました。それで、きょうは皆さんに賛成ということでお話をしてみました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、反対の方の討論を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君登壇〕

◇6番（備前島久仁子君） 長時間にわたり、ご苦勞さまであります。反対の立場から討論させていただきます。

玉村町議会は、開かれた議会を目指してまいりました。情報公開もするべきだということで、議会運営委員会でも改革をどうやったら進められるかということで、視察ですとか研究ですとか、そういうものを続けてまいりました。議会運営委員会でも何回も会を開いて、どのような改革ができるかということでずっと討論してまいりました。その中で、議会基本条例ありきではなくて、できることから改革をしていこうということで、議員の定数について、あるいは議員の報酬について、さまざまな観点から研究してまいりました。

その中で、今回形になったのが、県内の町村議会では初めてでもあります議会からの政策提言であります。こういうものをつくってまいりました。これも、各委員会で調査して審議してきたことが、今までそのままだったのです。ですから、それをどうやって町政に生かすのかということで、その提言を執行へ提出して回答を求める。これだけはぜひ委員会でもやってほしい、取り組んでほしいという提言書を上げてもらう。長い議会活動の中でも、今までできなかったシステムをつくり上げてまいりました。そして、次に議運ではさらなる改革に向けてという段階であります。

議員の定数や報酬についても、議員の立候補者が少なく低迷している状態の中にあっても、どうすべきかを議論してまいりましたが、議運の6名の委員の意見が合致せずに参りました。ですから、さらに議論が必要な状態なのです。議会改革の中でも、この定数、報酬はいずれ見直す時期にあると私も考えておりますが、数名の議員によって駆け込み寺のように追加議案として提出されるということには、到底納得できるものでもありません。何度も何度も16人の議員で、何度も全員協議会を開いて、そこで徹底的に議論すればいいではないですか。それが開かれた議会でしょう、改革を求めるのであるならば。こんな駆け込み寺のような追加議案として条例を提出するということは、到底理解も得られるものではないのです。ましてこの時期に行われると、そういうことを提出するということは、10月の選挙に向けて議員の定数を減らしましたというパフォーマンスとして受けとめられても、これはもういたし方がないことだと思っております。

条例というのはじっくり審議して、開かれた議会として情報の公開もして、それで全員一致が望ましいわけであります。確かに民意は、定数も報酬も削減したらいいという、そういう声が多いと思います。では、報酬も下げなさい、人数も削減しなさい、報酬なんかなければいいではないかと言う人も中にはいるのです。しかし、それではもうボランティア活動になってしまいますよね。責任がどこにあるのかということ、やっぱり議会としてしっかり認識していかないといけないと思っております。ですから私は、この追加議案には反対いたします。

それから済みません、つけ加えますけれども、先ほど制定されました玉村町の議会基本条例の第10条を見てください。議会は、議員による討議の場であることを十分に認識して、議員相互の討議を重視し、活発に進めるものとする。この内容について、今回定数削減などについて16人で活発に議論されたことはありませんので、これをご承知おきください。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

15番筑井あけみ議員。

〔15番 筑井あけみ君登壇〕

◇15番（筑井あけみ君） 議長のお許しをいただきましたので、賛成の討論をさせていただきます。

私は、自分で今思っていることを述べさせていただきます。議員は一人一人であります。グループでもないし、仲よし会でもありません。こういう大事なときに、どんな出し方をしようが中身を考えていただき、これが今必要ではないか、玉村町議会に対して、そういうときにタイムリーに出てきたのかなというふうに私は判断をいたしました。

追加日程で玉議1、玉議2と出てきましたが、私は議会にお世話になり、この9月で3期12年になりますが、今までかつてこんなに勇気を持って決断をした議員さんの提案が出たり、そういった議会はなかったかと思えます。そういうもめるようなところが議会であるのではないかというふうに思っております。一つのものを生むのには、大変な苦勞と思いがありますが、1号の議会基本条例につきましても、本当にこれは基本の骨子であります。骨組みだけです。これを我々一人一人の議員が勉強して、骨をつけて、肉をつけて、色をつけて、形を整えていくというものの基本の原点だと思っております。

また、この2号に対しても条例の一部改正、12年間何もなかった議会に対して、私たちが受けなくてはいけない、町民の負託に応えなくてはいけない洗礼の一つかと思っておりますので、賛成いたしました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに討論ありませんか。

1番月田均議員、反対の討論ですね。

〔1番 月田 均君登壇〕

◇1番（月田 均君） 1番月田均です。私は、議員になって1年半です。

議員の報酬を上げたいなというような話は若干聞いたことはあります。でも、議員定数を減らすという話は一回も聞いたことない、一年半いるけれども。きのうになったらファクスが入りました。私は、女房が見ろというから見たので、画面で見たら、ああ、これは玉村町議会基本条例の制定の全協の案内かと思った。とりあえず、だけれども、一応コピーしてみた。そうしたら、今度定数だということで、これは私びっくりしました。初めて聞いた、本当なのです。

私サラリーマンをずっとやっています、一年半前まではサラリーマンです。サラリーマンは何が一番大事かという、5人でやった仕事を4人でやれと、4人のものは3人でやれと、3人の仕事は2人でやれと、2人の仕事は1人でやれということを随分言われたし、言ってきた。となると、16人の議員を13人でやれば、これは効率化だということで、私は今40代ならば、この議案に賛成したかもしれない。ただ、私もあれから20年たって、サラリーマンだって山あり谷ありです。成功体験もいっぱいあったけれども、失敗もあった。そうなって考えると、この議案に関してはやっぱり慎重になるべきだなというふうに感じています。

六、七年前、日本生産性本部が出した日本創成会議ということで、消滅可能性都市ということで大分皆さん驚かされましたけれども、あの内容を私が見て、ちょっと偏っているなど。やっぱり東京で生まれて、地方にちょっと行って東京に帰ってきて、東京の人間の判断で書いた考え方ですよ。間違っていないけれども、そういったちょっと外れている考えだと思うのです。要は、消滅可能性市町村というのは、やっぱり可能性が十分それでもあるのです。

ただ、私は思うけれども、まるっきり出ていなくて、きのうファクスが入って、きょう出して賛成か反対かと言われたときに、そんなことをやっていたら、人口が減る前にすぐ消滅してしまうよ、玉村町はということなのです。だから、私は反対します。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

この表決は、浅見武志議員外4人から記名投票にされたいとの要求がありますので、会議規則第82条第1項の規定により、記名投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。玉村町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番備前島久仁子議員、7番川端宏和議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◇議長（高橋茂樹君） 念のため申し上げます。本案に賛成の議員は賛成と、反対の議員は反対と記載の上、自己の氏名を併記願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票、記名のない投票は、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 配付漏れなしと認めます。

職員に投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◇議長（高橋茂樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番月田均議員から順番に投票願います。

〔議会事務局長氏名点呼、各議員投票〕

◇議長（高橋茂樹君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。6 番備前島久仁子議員、7 番川端宏和議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票、投票点検〕

◇議長（高橋茂樹君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	1 5 票
有効投票	1 5 票
無効投票	0 票
有効投票中	
賛 成	6 票
反 対	9 票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、玉議第2号 玉村町議会議員定数条例の一部改正については否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

賛成者氏名 6 人

渡 邊 俊 彦 君
町 田 宗 宏 君
浅 見 武 志 君

石 内 國 雄 君
三 友 美 惠 子 君
筑 井 あ け み 君

反対者氏名 9人

月 田 均 君
齊 藤 嘉 和 君
川 端 宏 和 君
柳 沢 浩 一 君
宇津木 治 宣 君

笠 原 則 孝 君
備前島 久仁子 君
島 田 榮 一 君
石 川 眞 男 君



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成29年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、お礼の言葉を述べさせていただきます。

本定例会は、6月6日に開会され、本日までの10日間、議員の皆様には追加議案を含む、町から提案の34議案について慎重にご審議いただき、ありがとうございました。提案いたしました全ての議案について、原案どおりご議決、ご承認いただきまして、まことにありがとうございます。

また、一般質問では、11人の議員各位から町政各般についてのご質問がございました。この中でご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては十分尊重し、今後の行政執行に反映できますよう努力してまいりたいと思っております。

さて、来月には町の風物詩となっております花火大会やふるさとまつりが開催されます。花火大会につきましては、ことし町制施行60周年のこともあり、例年より盛大に打ち上げを行い、田園夢花

火を皆さんに楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

最後になりましたが、梅雨の季節となり、うっとうしい日々が続き体調を崩しやすい時期ですので、議員の皆様方には健康には十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成29年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月6日に開会し、本日までの10日間にわたり、専決処分の承認や一般会計、特別会計の補正予算、議員提案による重要な議案が2件あり、慎重な審議がなされました。また、一般質問においては、11人の議員がさまざまな観点から町政をただすなど活発な議論が行われ、まことに意義深い議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局におかれましては、今定例会の議案審議や一般質問で示されました議員からの意見や提案を十分考慮していただき、今後の行政執行に反映されますよう、より一層の努力を求めます。

結びに、議員並びに執行各位におかれましては、これから何かと多忙な時期とは存じますが、健康には十分留意され、今後とも町政発展のためにますますご活躍されますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成29年玉村町議会第2回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時32分閉会